

注意事項

- 注1 グループ生命保険を中途解約（保障期間：7月1日～翌年6月30日）された場合、その年度の配当金還付（剰余金の生じた場合）はありません。保障期間をもって解約される場合は、毎年4月の一斉募集時に提出してください。
- 注2 医療保険終身保障型を解約される方は、解約請求書のご記入日から2週間以内の被保険者の住民票を添付してください。
- 注3 **一斉募集の際に解約される場合には、申込締切日までに提出してください。**一斉募集時の場合、保険料払込中止年月日はグループ生命保険、団体終身保険、年金保険、積立終身保険、医療保険については平成30年6月、団体傷害保険については平成30年7月とお書きください。
一斉募集以外の期間は、保険料払込を中止しようとする月の前月の**20日**までに提出してください。（20日が土日祝日の場合は前日となります。）
- ※ 解約日 団体傷害保険…保険料の払込を中止した月の前月の末日（当月払い、当月保障）
その他保険 …保険料の払込を中止した月の末日（前払い、翌月保障）
ただし、医療保険については解約請求書右上の「解約日」欄にご記入いただいた場合に限りです。ご記入のない場合は、保険会社受理日が解約日となります。